

令和 7 年度美濃加茂市内部統制評価報告書

美濃加茂市長 藤井浩人は、美濃加茂市内部統制推進実施要綱（令和 6 年美濃加茂市訓令甲第 2 6 号。以下「要綱」という。）第 9 条第 1 項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

美濃加茂市長 藤井浩人は、美濃加茂市の内部統制の整備及び運用に最終責任を有しており、美濃加茂市においては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 2 項の規定の趣旨を踏まえ、要綱を制定し、美濃加茂市内部統制基本方針（令和 6 年 4 月 1 日策定）に基づき内部統制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

美濃加茂市においては、要綱に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までを評価対象期間、令和 8 年 3 月 3 1 日を評価基準日として、令和 7 年度の内部統制の評価を行いました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、要綱に基づき評価作業を実施したところ、運用上の重大な不備を把握したため、美濃加茂市の内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

把握した運用上の重大な不備及びその是正状況は、次のとおりです。

(1) NHK受信料の未払い（総務部総務課）

ア 事案

ニュース等で地方公共団体におけるNHK受信料未払いが発生していることを把握したため、同様の事案が発生していないか確認したところ、放送受信契約の対象であるが未契約の受信機があることが判明した。対象となる受信機は携帯電話 6 台、公用車搭載カーナビ 8 台及びテレビ 2 台で、未払受信料の合計額は 1, 7 0 8, 7 2 0 円であった。

イ 原因

NHK受信料の対象となる受信機器の把握が徹底できていなかった。

ウ 是正措置

NHKに未契約の受信機があることを報告し、受信契約をした後、未払受信料を支払った。

また、各部署に対して受信機設置状況調査を行う際に、対象機器の周知方法を見直し、職員の理解向上を図ることで報告に漏れがないようにするとともに、ワンセグ受信機能を持たない携帯電話への移行を促した。

(2) 介護保険負担割合証の誤発送（市民福祉部高齢福祉課）

ア 事案

A様とB様の介護保険負担割合証を誤って取り違えて郵送した。

イ 原因

封かん前に、職員2人で確認をしていたにも関わらず、ミスが生じた。

ウ 是正措置

誤送付の対象者2人から早急に文書を回収し、正しい文書を交付した。

また、次からは、窓空き封筒による通知に変更し、入れ違うことのないようにした。

(3) 参議院議員通常選挙の期日前投票における投票用紙の交付誤り（選挙管理委員会）

ア 事案

ある期日前投票所において、選挙区の投票を行う選挙人1人に対して、正しくは選挙区の投票用紙を交付しなくてはいけないところ誤って比例代表の投票用紙を交付した。

イ 原因

始めに選挙区の投票用紙を交付しなければいけないところ、誤って比例代表の投票用紙を交付した。

ウ 是正措置

当該選挙人には、比例代表の投票については既に投票用紙は投函済みであるため再度交付することはできないことを説明し、謝罪した。

投票用紙を交付する際の投票用紙の確認の徹底及び本事例の内容を共有し、投票用紙の交付に至る体制を見直した。

(4) 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費に係る支給の遅延（市民福祉部高齢福祉課）

ア 事案

高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費について支給決定通知に記載した振込予定年月日を令和7年7月31日としていたが、事

務処理誤りによって予定日での支給ができなかった。対象者は４７７人、総金額は６，１７６，２７２円。

イ 原因

職員の会計処理状況の確認不足。

ウ 是正措置

対象者全員にお詫び文を８月１日に発送し、８月１２日に振込んだ。

支払処理の進捗状況を確認し、支出伝票の提出期限に未決裁データがないか確認するようにした。

(5) 市内中学校での個人情報の漏えい（教育委員会事務局学校教育課）

ア 事案

生徒３９人分の氏名と令和６年度の教科の成績（１教科分）という個人情報の画像データが、生徒用タブレット端末で当該画像を見ることができる状態となっていた。

イ 原因

当該教員が、授業で生徒が使用する学習資料の用紙を、教員用のタブレット端末で撮影。その際、学習資料の用紙の下に、個人情報が記載されている別の用紙を重ねて置いていたため、撮影した画像データには、個人情報が透けて見ることができる状態になっていた。その後、その画像データを生徒用のタブレット端末へ送信したことから、生徒用タブレット端末で当該画像を見ることができる状態となったもので、学校の個人情報の管理が、教員に徹底されていなかった。

ウ 是正措置

画像データを生徒用タブレット端末から削除し、個人情報が漏えいした該当生徒３９人とその保護者に対して説明と謝罪、全校生徒を対象とした集会を開き生徒に対して説明と謝罪、全保護者を対象とした説明会を開き、保護者に対して説明と謝罪をそれぞれ行った。

個人情報の記載された書類の管理が不十分であったため、個人情報の取扱い等について教職員研修を実施した。

(6) 衆議院議員総選挙の期日前投票における投票用紙の交付誤り（選挙管理委員会）

ア 事案

ある期日前投票所において、小選挙区の投票用紙の残数と比例代表の投票用紙の残数が合っていないことに気付いたため、宣誓書の枚数と投票用紙の残数を確認したところ、正しくは比例代表の投票用紙を交付し

なくてはいけないところ誤って小選挙区の投票用紙を交付した可能性があると判明した。どの選挙人に誤交付したかは不明。

イ 原因

1 人の選挙人に対して、誤って比例代表の投票用紙を 2 回交付した。

ウ 是正措置

期日前投票においては、1 人の選挙人の投票を 1 人の選挙事務従事者が管理する形で実施していたが、当日投票同様に、比例代表の投票用紙を交付する係を設け、投票用紙を物理的に分離することとした。

(7) 源泉所得税の納付手続誤り（遅延）に伴う不納付加算税及び延滞税の発生（教育委員会事務局教育総務課）

ア 事案

令和 7 年 3 月、市が委託業務の受注者（以下「受注者」という。）に対し委託料を支払う際、受注者の振込先が個人名義口座であったため、本来は、所得税の源泉徴収を行わなければならないところ、受注者の振込先を法人名義口座であると誤認し、委託料から源泉所得税を差し引かずに支払った。

同月、受注者からの指摘により、源泉徴収が実施されていないことが判明したため、市は受注者から源泉所得税額に相当する額を返納していただき、市会計に戻入処理を行った。

この戻入れされた源泉所得税について、本来速やかに税務署へ納付すべきであったが、納付手続きを怠っていたことが令和 8 年 2 月に受注者の指摘により判明した。

本件の源泉所得税の不納付により、不納付加算税及び延滞税の支払いが必要となった。

イ 原因

本件委託料の支払いが個人への支払いに当たり、所得税の源泉徴収を行うべき案件であるにもかかわらず、担当者をはじめ関係する職員が法人への支払いと誤認し、源泉徴収が必要であることに気づけず、支払いを完了した。

その後、受注者からの申し出により源泉所得税に係る事務が必要であったことを認識したにもかかわらず、受注者からの返納後の事務処理方法の確認を怠り、次の受注者の指摘まで同事務を行わなかった。

ウ 是正措置

本件に係る源泉所得税については、令和 8 年 2 月 5 日に関税務署への納付手続きを完了し、不納付加算税及び延滞税については、所轄税務署

からの令和8年2月25日発行の請求に基づき支払いを完了した。

今後、源泉徴収漏れによる事務誤りを防ぐために、関係する職員が税法等の関係法令を十分に理解し、支払い事務においても慎重なチェックを行うことを徹底した。

また、会計管理者から再発防止のため、マニュアルに沿った事務処理の徹底等を周知するとともに、マニュアルで想定されていない事務処理については担当部門と会計課の間で完了までの流れを明確にし、直ちに支払い事務を行うことを徹底した。

(8) 国民健康保険医療費通知ハガキの誤送付（市民福祉部国保年金課）

ア 事案

医療費の使用状況をお知らせする目的で、国保加入者の医療機関受診履歴をハガキ形式にして2箇月に1回発行する事業を行っている。

ハガキが2枚以上にわたる世帯については封筒にまとめて発送するようにしているが、5世帯に対して封筒の宛名と違うハガキを封入して発送した。

イ 原因

封筒封入時の宛名確認不足。

ウ 是正措置

5世帯に連絡をして状況の説明と謝罪を行った。うち1世帯は封筒の中は見ずに廃棄してしまったとのことであったため、残り4世帯宅を訪問しハガキを回収し、令和8年3月10日までに5世帯へ再度訪問し正しいハガキとお詫び文書をお渡しするとともに説明と謝罪を行いご理解いただいた。

医療費通知ハガキについて、今後は封筒にまとめての発送は、止めることとした。

(9) 閉園済みの公立保育園のインターネットプロバイダー契約の未解約による不要な通信料金支払（健康こども部こども未来課）

ア 事案

令和3年度末に閉園した古井第一、古井第二及び蜂屋保育園の閉園に際して、インターネットプロバイダー契約が解約されておらず、閉園後の令和4年4月から令和8年2月までの通信料金170,610円を支払っていたことが判明した。

なお、今回判明した事案を受け、全庁的に調査を行ったところ、同様の事案は確認されなかった。

イ 原因

インターネット回線とプロバイダー契約が別契約になっていることの確認不足によりインターネット回線のみ解約手続きを行い、プロバイダーの解約手続きを行っていなかった。

また、支払いが口座振替で、複数園分の合計額のみ確認・記録しており、解約手続き後の請求内訳を確認していなかった。

ウ 是正措置

ネット回線請求番号及びプロバイダー契約番号に紐付く施設ごとに、毎月の請求内訳を確認・記録・管理するよう業務改善を行った。

(10) 中之島公園物品（ウェーバーコンロ）購入費の誤支出（建設水道部土木課）

ア 事案

指定管理制度を活用している中之島公園において、経年劣化した貸与備品について、基本協定書で指定管理受託者が購入又は調達すると決められている備品（１件１０万円未満）であるウェーバーコンロ（単価３７，４９３円・９台 総額 消費税込３７１，１８０円）を、誤って市が購入した。

イ 原因

備品等の貸与に関して、基本協定書に規定されているにもかかわらず、市と指定管理者の協議により規定に反し市が購入した。

ウ 是正措置

ウェーバーコンロ購入費について、指定管理者に請求し、返金を受けた。

今後は、基本協定書に基づいた事務執行を行う。

(11) 中之島公園物品（ダイニングチェア）購入費の誤支出（建設水道部土木課）

ア 事案

指定管理制度を活用している中之島公園において、経年劣化した貸与備品について、基本協定書で指定管理受託者が購入又は調達すると決められている備品（１件１０万円未満）であるダイニングチェア（単価１５，１５０円・１２台 総額 消費税込１９９，９８０円）を、誤って市が購入した。

イ 原因

備品等の貸与に関して、基本協定書に規定されているにもかかわらず、

市と指定管理者の協議により規定に反し市が購入した。

ウ 是正措置

ダイニングチェア購入費について、指定管理者に請求し、返金を受けた。

今後は、基本協定書に基づいた事務執行を行う。

(12) 令和6年度美濃加茂市結婚相談事業委託業務の完了検査不備（市民福祉部福祉課）

ア 事案

委託事業の仕様書で定めた業務内容の一部である「交流の場の開催」が実施されておらず、また、受注者から提出することとされている経費内訳書が提出されていないにもかかわらず、当該業務の検査結果を「合格」として完了検査結果を通知し、委託料を清算することなく、委託料を支払った。

イ 原因

仕様書の業務内容を満たしていないこと、また、経費内訳書の提出を確認することなく、漫然と業務完了検査を行い、委託料を支払った。

ウ 是正措置

監査委員の指導を受けたにもかかわらず、受注者に委託料の返還を求めている現状である。

次年度からは、受注者への年度途中の進捗状況の管理並びに完了届、実績報告書及び経費内訳表により、業務完了検査を実施する。

(13) リバポの森生き物講座実施委託業務における不適切な執行（建設水道部土木課）

ア 事案

講座は市主催であり、参加費は市の収入とすべきところ、受注者の収入としていた。

また、講座のチラシで、市主催の全3回連続講座としている以上、第1回と第2回は委託業務とし、第3回は市と受注の共催として別業務とするのではなく、全3回連続講座として委託すべきであった。

更に当該委託業務の経費単価は、予算要求時の見積書による単価と比較して著しく高額な金額で契約した。

イ 原因

講座の第1回と第2回の市主催の委託業務は参加費無料、第3回の受注者の自主事業は参加費有料として実施したが、共同で印刷したチラシ

において、実施形態の区別が不明瞭であり、全３回連続講座であるかのように受け取れる表現となっていた。

予算要求時において、講座５回・各回参加者８組１６人で積算していたものを契約時において講座２回・各回参加者１０組２０人としたため、経費単価が予算要求時の参加者１人当たりの単価が倍以上となった。

ウ 是正措置

今後は、市の委託事業のみで実施するか、市の委託事業と事業者の自主事業を独立した講座として明確に分けて実施するとともに、市民に分かりやすい広報を行う。

経費単価について、費用対効果を十分に考慮し市民に説明できる適切な予算執行を徹底する。

以上の措置により、一部事案を除き、内部統制の適切な運用のための新たな整備がなされ、有効に運用する状態となりました。

令和８年６月３０日

美濃加茂市長 藤井 浩人